

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

昭和60年4月1日にA社からグループ会社のB社へ異動したが、厚生年金保険の記録をみると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白になっている。

グループ会社間を異動しただけであり、申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和60年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和60年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年2月まで

申立期間後に就職して働いていた頃、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきた。このため、1か月分ずつ銀行窓口で納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期等から平成7年7月に払い出されたと推認され、その時点では申立期間の国民年金保険料は納付の時効期限を経過している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、過去に未納保険料を分割納付したのは申立期間だけであり、9月頃に保険料の納付が終了したと述べているところ、オンライン記録によると、申立人の平成6年7月から7年3月までの保険料については、8年1月から同年9月にかけて分割納付されていることが確認できることから、申立人は、当該期間の保険料納付と申立期間の保険料納付とを取り違えている可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年3月
ねんきん定期便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知った。当時、国民年金保険料は町内の集金人が毎月集金に来ており、必ず納付していたので、納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）は、平成13年3月以降の収納に係る国民年金保険料領収済通知書を全て保管しているが、同市は、当時の同領収済通知書を調査したものの、申立期間における申立人の領収済通知書は確認ができなかったと回答している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人への支払い以外の方法で納付することは無かったとしており、申立期間の保険料について過年度納付が行われた状況もうかがえない。

さらに、申立人は、当該集金人に当時の状況を照会することを望んでおらず、納付状況の詳細について確認できないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案468（事案354、380、422及び453の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間及び62年4月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年2月まで

私が20歳になったとき、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、誤って過年度納付をしてしまったため二重払いとなっている。

第三者委員会から平成22年6月24日付け、23年1月21日付け、同年8月26日付け及び24年3月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、第三者委員会の判断は事実と著しく違っているため、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとしているが、父親は既に他界しており当時の状況は不明である上、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無いほか、当時、申立人の家族で国民年金に加入していた者がおらず、その父親が申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたと推認できる周辺事情をうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時の周辺事情を証する資料として新たに両親に係るねんきん特別便の写しを提出したほか、新た

な記憶として父親と共に社会保険事務所（当時）へ赴き、申立人に係る国民年金の加入手続をしたとしているが、これらの資料及び記憶では、委員会の当初の決定を変更すべき事情を推察することはできないことから、平成 23 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る 3 回目及び 4 回目の申立てについては、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料等の提出は無く、当初の主張を繰り返すのみであり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 23 年 8 月 26 日付け及び 24 年 3 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たっても、申立人からは、前回までの決定は事実と著しく異なるとの主張以外に新たな資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。